

被扶養者の認定要件を確認してください！

以下のような場合、被扶養者の認定が取消となります。

収入超過	<p>①年額 130 万円（障害年金または 60 歳以上の公的年金受給者は 180 万円）以上の収入となった、または見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税の障害年金、遺族年金、財形年金、個人年金も収入に含みます。 ・事業所得、不動産所得、農業所得、株等の譲渡所得のある場合は、確定申告書及び収支内訳書を確認し、社会通念上必要と認められる経費を総収入から控除した額を収入とします。 <p>※必要経費として認められないもの 減価償却費、貸倒金、貸倒引当金、利子割引料、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、農業共済掛金、専従者控除、青色申告控除 等</p> <p>②アルバイト・パート等の変動的な収入（手当等も含む）が 3 カ月連続で月額 108,334 円（障害年金または 60 歳以上の公的年金受給者は 150,000 円）以上となった。 ※雇用期間が 3 カ月未満の短期間の場合は、取消とならない場合もあります。</p>
別居	<p>①同居を認定要件とする被扶養者と別居した。 ※「同居を認定要件とする被扶養者」とは、配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外となります。</p> <p>②組合員より別居している被扶養者（配偶者、子を除く）への仕送り額が少なくなった。 ※下の式に当てはまらない場合は取消となります。</p> $\text{仕送り額} \geq \frac{\text{被扶養者自身の収入} + \text{組合員の仕送り額} + \text{組合員以外からの仕送り額}}{3}$
結婚 離婚 死亡 自立	組合員が扶養しなくなった。
就職等	他の健康保険等（後期高齢者医療制度も含む）に加入した、またはその被扶養者となった。 ※扶養手当該当者のままであっても、他の健康保険が優先されるため、被扶養者の認定は取消となります。
雇用保険受給	日額 3,612 円以上の雇用保険失業給付金を受給した。

※60 歳未満の配偶者を収入超過、離婚、死亡、雇用保険受給を理由に取り消す場合は、国民年金第 3 号資格喪失の手続きもお忘れなく!!



よくあるご質問

- Q 1 : パート先の給料が 3 カ月連続で基準月額以上となり、被扶養者の取消をしました。翌月の給料を見たら基準月額未満となりましたが、再認定できますか？
- A 1 : 翌月からの再認定はできません。仕事を辞めた、雇用条件が変わり恒常的収入が基準月額を明らかに下回る事が確実に認められるときは、再認定できます。
- Q 2 : 給与収入の 3 カ月平均が基準月額以上となり、扶養手当の該当となくなりました。この場合、共済組合の被扶養者の取消もしなければなりませんか？
- A 2 : 3 カ月連続で基準月額以上でなければ認定は継続となります。ただし、①勤務先の社会保険に加入した。②違う月に 3 カ月連続で基準月額以上となった。③通算して年額が基準額に達した。などに該当となった場合は取消となります。
- Q 3 : 被扶養者の取消をするとき、申告書にマイナンバーの記入は必要ですか？
- A 3 : 必要ありません。被扶養者認定（出生を除く）の場合のみ、記入してください。

ご注意ください!!

取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使った場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。長い期間をさかのぼっての取消になると、医療費の返還額が高額になることもありますので、認定要件を欠く事実が生じた場合は速やかに申告書の提出をお願いします。